

まだ「安全带」を使用していませんか？

松本労働基準監督署からのお願い

高所作業においては「墜落制止用器具」を使用しましょう！  
～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への変更をお願いします ～

平成 31 年(2019 年)2 月 1 日施行の労働安全衛生法施行令等法令改正により、従来の「安全带」から「墜落制止用器具」に変更されるとともに、「安全带の規格」(以下「旧規格」)も全面改正され、「墜落制止用器具の規格」(以下「新規格」)として同日施行されています。

これらの改正に対して設けられていた猶予期間が令和 4 年(2022 年)1 月 1 日をもって終了したことから、高さ 2 メートル以上であって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所においては旧規格により製造された安全带の使用は禁止となっており、また高さ 6.75 メートルより高い場所(問題がなければ高さ 5 メートル以上の場所)であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所において作業を行う場合は、新規格に基づいて製造販売されたフルハーネス型墜落制止用器具を使用しなければなりません。

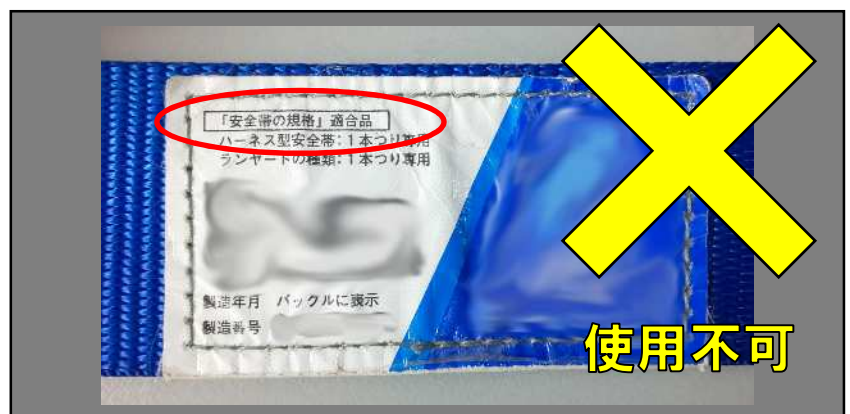
各職場・各労働者が使用する墜落制止用器具が現行法令・規格に合致した適正なものであるか再点検を実施していただき、高所作業における墜落災害防止を主とした安全対策のより一層の徹底を図っていただくようお願いします。

法令・規格改正	平成 31 年 2 月 1 日施行	令和 4 年 1 月 2 日 完全施行(猶予期間終了)
旧規格に基づく安全带	令和 4 年 1 月 2 日以降使用不可	✖
新規格に基づく墜落制止用器具	平成 31 年 2 月 1 日から使用可能	

### 旧規格製品と新規格製品の主な見分け方

#### 「旧規格製品」

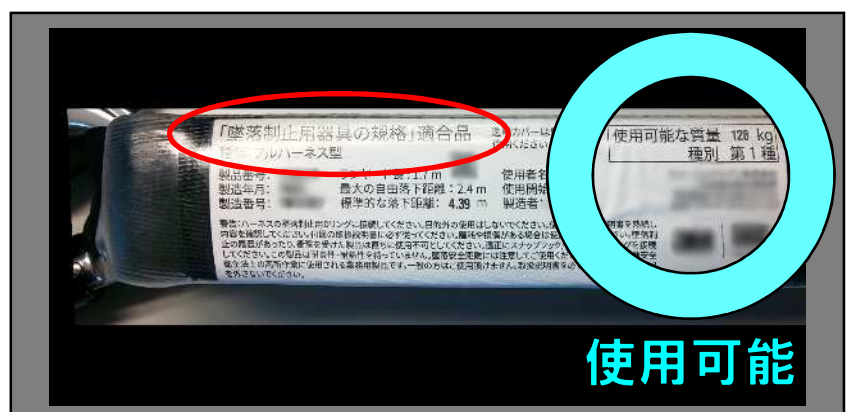
ベルトやランヤード部分等にある「ラベル」に、「**安全带の規格**」と表示されている。



#### 「新規格製品」

ベルトやランヤード部分等にある「ラベル」に、「**墜落制止用器具**」若しくは「**墜落制止用器具の規格**」と表示されている。

フルハーネスであっても旧規格製品は使用できません



上記の表示例にあてはまらない製品もあります。詳しくはメーカー等にご確認ください。

## 高さ 2メートル以上であって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所において作業する場合は、墜落制止用器具を有効に使用しましょう！

松本署管内において過去 10 年間(平成 24 年～令和 3 年)に発生した墜落による死亡災害は 8 件。

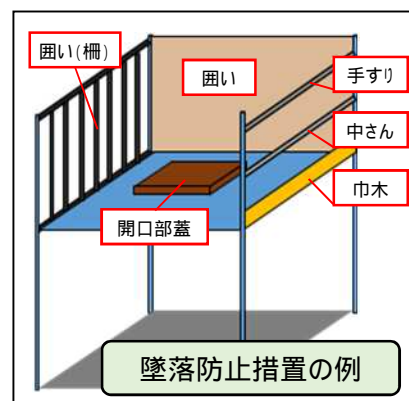
このうち 4 件は、墜落制止用器具や安全帯を装着していたにもかかわらず、フックをかける等の有効な使用をしていなかったために墜落を防げなかったものです。

せっかく規格に対応した墜落制止用器具を装着していても、使用しなければ意味がありません。

### 高所作業における墜落防止措置の基本は、作業床と、囲い・手すり等の設置 (労働安全衛生規則第 518 条・第 519 条)

高さ 2メートル以上であって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所において作業する場合、まず作業床(仮設足場等)を設置し、囲い、手すり、中さん、巾木等を設けることが墜落防止措置の基本です。

「巾木」は作業床から物体が落下することによって、下方で作業する労働者が被災することを防止するための措置ですが、作業床上の労働者が足元から墜落する危険を防止する対策としても有効です。

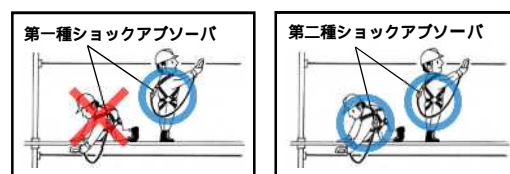
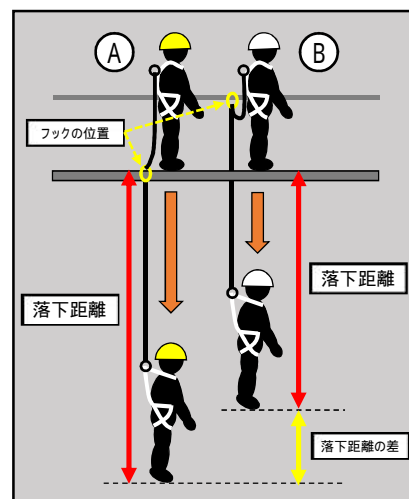


### 墜落制止用器具のフックはできるだけ高い位置にかける

墜落制止用器具のフックを足元よりも高い位置にかけると、万が一、墜落した場合の落下距離が短くなり、衝撃(衝撃荷重)が軽減されます。

例えば、足元の高さにフックをかけた場合(右図中の左側「A」)に比べ、高さ 85 センチの手すりにフックをかけた場合(右図中の右側「B」)は、落下距離も 85 センチ短くなるので、仮に、ハーネスとランヤードの接続部の高さ 1.45 メートル、ランヤードの長さ 1.7 メートルとすると、A の自由落下距離は 3.15 メートル、B の自由落下距離は 2.3 メートルとなり、この条件で計算すると、B の落下時に受ける衝撃は、A に比べて 30 パーセント程度軽減されることがわかります。

なお、鉄骨組み立て作業等で、足元の高さ(腰より低い位置)にフックをかけざるを得ない場合は、**第二種ショックアブソーバ**を備えたランヤードを選定してください。



### フックをかける場所がなければ、かける場所を用意する (労働安全衛生規則第 521 条)

機械設備上、屋根上、解体工事現場、地山等の、フックをかける箇所がない場所において高所作業を行う場合には、親綱を張る等の措置を講ずることにより、墜落制止用器具を有効に使用しなければなりません。

### 林業などでは落下距離が短いランヤードの使用が有効

林業においては樹上で作業していて墜落した場合に、下側の枝等に激突する危険もあることから、落下距離が短いランヤードを選定しましょう。

**適正な墜落制止用器具を確実に使用し、墜落災害を防止しましょう！**